

## 平成 14 年度 第 11 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 14 年 11 月 21 日(木)14:00～15:30
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:  
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、高原慶一郎、古河潤之助、森稔、安居祥策、八代尚宏、米澤明憲の各委員  
(政府)石原規制改革担当大臣、米田内閣府副大臣、大村大臣政務官  
(事務局)坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、白川企画官、下山企画官、前原企画官

### 4. 議事次第

- (1)素案審議
- (2)その他

### 5 議事

○宮内議長 それでは、ただいまから第 11 回総合規制改革会議を始めさせていただきます。本日も、石原大臣、米田副大臣、大村大臣政務官に御出席をいただいております。

なお、石原大臣と米田副大臣はそれぞれ途中で御退席される予定でございます。

委員の皆様方につきましてはまだ全員おそろいではございませんが、11 名の委員が御出席の予定でございます。

本日の審議内容といたしましては、年末に予定されます答申の素案審議をさせていただきたいと思っております。

議事に先立ちまして、本日は 11 月 6 日付で新しく委員に任命されました安居委員が前回御出席できなかったわけでございますけれども、初めてということで御出席いただいております。一言ごあいさつをいただければと思います。

○安居委員 途中から入社したようなものでして、いろいろ書類を拝見しましたらものすごいお仕事をこの 2 年間おやりになっているのすごいなと思うとともに、一生懸命勉強をして少しでも貢献できればと思っております。いろいろとまた御指導をひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございます。今後とも安居委員にはよろしくお力をお借りして進めたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。本日は素案審議を行いますが、その内容に照らしまして非公開とさせていただきます。会議資料も非公表という形にさせていただきたいと思っております。

また、今後各省との交渉など、微妙な時期に入ります。そういうことで微妙な状況が生じると思われ、マスコミもいろいろニュースを探ってくるというようなこともございます。それはいいんですけども、そういうことの中からせつかくの交渉事が思うに任せないということになりますと非常にマイナスでございますので、恐れ入りますが、本日の資料は会議終了後、一たん回収させていただくことにさせていただきたいと思っております。

なお、今後の検討活動上、内容の状況把握等が各委員で必要になってこられると思っておりますので、その場合には個別に事務室にお問合せいただく。そして、御自分の御担当のところについて、またそれを見ながらやっていただくというような形で、しばらく秘密主義で申し訳ございませんけれども、そのようにさせていただきたいと思っております。

そのような次第でございますので、素案につきましては議論の進捗に応じまして相当程度、各省と協議、調整を進めている段階のものもあり、これから調整をするというものともさまざまでございます。また、各ワーキンググループごとに論調といいますが、強弱というようなこともあろうかと思っております。本日は、原則として現在までのところ取りまとめに当たられました主査から、現況の御説明と意見交換ということをお願いいたします。

進行といたしましては、時間の都合上、前回会合と同様、各主査ごとに御説明いただくことといたしまして、御担当の分野が複数ある場合にはそれぞれの検討状況をまとめてひと続きといえますか、そういう形で御説明をさせていただきたいと思っております。

また、時間の目安といたしまして、1 つの分野につきまして 5 分程度ということにさせていただきまして、御担

当のワーキンググループが例えば2つある場合には全体で10分、3つの場合は15分というようなめどでお願いできればと思います。

その上で、本日の全体を前半、後半に分けて、神田主査が途中で退席される予定ですので、まず前半に時間の都合上、神田主査、鈴木主査のお2人をお願いいたします。それを、全体で5分野ございますから25分程度でお願いできればと思います。そして、後半といたしましては高原主査、八代主査、米澤主査及び事務局から同じくひと続きで、これで10分野ございますので45分くらいかかるということでございます。各々の分野に関わる御説明と意見交換を一括してさせていただきたいと思っております。

それでは競争政策、法務・金融及び新規事業創出を神田主査、それから官製市場、医療、エネルギー・運輸を鈴木主査という形をお願い申し上げます。

○神田委員 それでは、私の方から御報告をさせていただきます。お手元のホチキス止めで、最初が「競争政策」と書いてございますが、これは法務・金融も含まれています。それから、2つ目の冊子というか、ホチキス止めが「新しい事業の創出」という題名になっておりますけれども、これがいわゆる新規事業創出であります。

時間の関係で後者を先に申し上げますと、新規事業創出につきましてはいわゆる横割りということで夏休み前にさせていただきまして、中間取りまとめに載ったものがございまして、この新規事業創出につきましては担当省庁との折衝調整を終えて、すべて一言一句合意に達した状況で中間取りまとめをしております。したがって、その同じ内容のものについてはそのまま少なくとも答申に持っていけるというものであります。

ただし、新規事業創出につきましては、その後、この秋の陣におきましてはそれぞれの分野、すなわち例えば競争政策、教育あるいは雇用、労働というふうに分かれて、その後の議論を進めていただきました関係上、一部Pになっています。それは、その後の動きを踏まえてPになっているということでございます。

また、中間取りまとめのときに大体合意しましたことにつきましても、法案がその後この臨時国会に提出されたりした関係上、若干Pになっている部分がございます。

しかし、基本的には新規事業の方は横割りというものの、中間取りまとめの線でいけるということでございますので、これ以上の説明は今日は省略させていただきます。

それで、最初の競争政策と書いてあるものです。競争政策、法務・金融につきましてごく簡単にポイントをお話させていただきます。ワーキンググループはこれまで大体週1回ぐらいのペースで何回か開いてまいりました。そして担当の省庁との折衝というか、話し合い等も重ねてきましたけれども、まだ今日の時点ではかなり最後のところで慌てて文章を書いているという状況でございまして、今日御審議いただきましたものをこの後、担当省庁に投げ、その上で各省庁との折衝に入るということでございます。

まず競争政策なんですけれども、基本的な考え方は次のような考え方であります。すなわち、規制改革が進みますといわゆる事前の規制というものはできるだけ撤廃をしていく。そういう中で競争原理を活用し、事後ルールというものが増えていく。そういう状況になりますと、言うまでもないことですが、競争法とでも言うんでしょうか、その果たす役割というのが非常に重要になってまいります。

競争法の中心的存在は独占禁止法という法律なんですけれども、この法律が十分にエンフォースメントという言葉を使うんですが、エンフォースメントというのは執行というふうに訳す人がいるんですけれども、私は実現というふうに訳しています。つまり、手続的に裁判所で執行するとか、そういう話ではなくて、もっと広くルールがあって、そのルールがちゃんと適用されているか、そういう概念がエンフォースメントという概念なんですけれども、どうもその独占禁止法というルールが、いろいろな談合事件等にも見られますように明らかなカルテルであり、独占禁止法違反であるにもかかわらず、それがきちんと制裁を受けてと言うんでしょうか、ルールの適用が行われていると言えないのではないかという問題意識があります。

したがって、こればかりを余り強化するのはどうかと思いますけれども、規制改革の流れの中で、ルールのエンフォースメントの強化というのは非常に大事なことかと思われまますので、それをまず重点的に取り上げております。

それが具体的施策の1.に書いてあることなんですけれども、簡単に申しますと刑事、行政、民事とPの部分もありますけれども、それぞれエンフォースメントの体制というものを直視して、これは主として強化という方向なんですけれども、見直していかうということでもあります。中でも独占禁止法に課徴金という制度がありますけれども、これがこれまで十分な効果を果たしているかどうかは疑問がありますために、課徴金という制度をその性格づけを含めて見直す必要があるのではないかという辺りがポイントであります。そのほかにも細かいことはあります。

もう一方、それと並んで4ページの2. になりますけれども、現在独占禁止法の担当部局というのは公正取引委員会という組織でございますが、この公正取引委員会はこれまで頑張っているということで、そういう意味では基本的にはそれを応援するという考え方ではあるんですけれども、公正取引委員会の活動ですとか審査、調査につきましては一般の目は意外と冷たくて、いろいろな意味で透明性がないといったような批判が聞かれます。

したがって、エンフォースメントを強化するという一方はこれから求められますけれども、他方で公正取引委員会における審査機能体制というものを、4ページでは強化という言葉で題名では使っていますが、簡単に言いますと透明性を高めるということと、それからもう少し国民の信頼をより一層得られるような、そういう意味では説明責任が果たせるような形に公正取引委員会の活動のプロセスというものを改善してもらいたいということでございます。

実は競争政策と言いますと独占禁止法という法律だけではなく、それ以外の法律に関わる部分、特に公益事業などについてはその所管官庁、あるいは関係する法律がダブってまいります。そこで、7ページの3. で「専門分野における競争監視機能の強化」といたしまして今回は3つの分野を取り上げております。第1は「証券取引分野における競争監視機能の強化」ということでありまして、第2はいわゆる公益事業でありますけれども、電気通信の分野、それからエネルギーの分野でございます。

この電気通信事業分野とエネルギーの分野は、実はその業法と言うのでしょうか、ルール自体が今、大きく変わろうとしているところでありますのでなかなか難しいところはあるんですけれども、変わった後のルールというのは必ずしもいわゆるミニマムな規制という部分だけではなくて、競争法的な性格を有するルールというものもそれぞれの業法の部分の一部置く。すべて競争法的なルールは独占禁止法へという考え方もあるかもしれませんが、ここは諸外国等を見ましても、各業法の中に競争法的なルールが一部あるというのが普通の姿であります。そうだとすると、その業法の所管官庁がそれぞれその競争法のルールの部分についてはきちんとエンフォースをしてもらいたいということでございます。それが、そこに書いてあることであります。

あとは時間の関係で省略させていただきまして、9ページの5. が「政府調達制度の見直し」であります。これも毎年やっていることですが、中間取りまとめを更に進めて政府調達制度についても競争法というか、競争政策という方が正しいかと思っておりますが、その促進の観点から新しく幾つかのことをやりたいと思っております。詳細は、時間の関係で省略させていただきます。

6. のフランチャイズは、中間取りまとめの延長であります。

次が法務です。ページが新たに打ち直してありまして大変恐縮ですが、法務分野につきましては若干時間の関係もありまして、今回は基本的には中間取りまとめで幾つか、私どもの言葉から言うと取れたという部分がございますので、それを推進したいということであります。まだPの部分がたくさんあって大変恐縮ですが、そういうことでございます。

最後に金融につきまして、またページが打ち直してありますけれども、金融分野につきましては各界からの規制改革要望として何百項目という項目が挙がっておりまして、毎年そうなんですけれども、中間取りまとめに加えてそういった各界から寄せられました規制改革要望を精査いたしましたので、それを現在、書き始めているということでございます。本当は一つひとつの項目を御説明すべきかとは思いますが、ごらんいただければと思います。またP等の部分もありますけれども、それぞれ基本的な考え方は問題意識のところを書いてあるとおりでして、事前規制から事後監視型へということ、競争原理の導入、それに合わせたセーフティネットの整備、そういう考え方と一致するというか、整合的なものについて具体的に申し上げております。

なお、この秋の一つの目玉というか、ポイントとして、金融のうちの5ページ以降、資産流動化の促進のための制度整備というのがございます。これは、副主査をお願いしました村山委員からの御意見もありまして、私も全面賛成なんですけれども、資産流動化の促進のための制度整備ということで、新しい項目を含めてかなり幾つか持ち出しているというか、提言して答申に盛り込みたいと考えております。

大体、以上なんですけれども、1点だけ戻ると大変恐縮ですが、法務分野のうちで司法制度改革というのがございます。司法制度改革の部分は実は全部、現時点でPになっております。これはページで申しますと法務の最初のページで、「(1) 司法制度改革の推進」はPですので何もそこに内容がなくて大変恐縮なんですけれども、これは中間取りまとめの段階では八田先生が主査をしていただきまして、司法制度改革について具体的な議論が行われたんですが、中間取りまとめをごらんいただきますとわかりますように、担当省庁というのか、推進本部というのがこの同じ建物にあるんですけれども、その中から後ろの方に反論

というのが一番たくさん量で言うところと載っているところとして、中間取りまとめの段階では折合いは残念ながらついておりません。

これにつきましては、推進本部と先日、八田先生も御参加いただきまして意見交換というものをさせていただきました。それに基づきましてこちらで原案を書いて先方に投げたいと思っているんですけども、私の不手際もございまして今日、原案をお示しできる状態に達しておりません。

ただ、口頭で一、二だけ申させていただきますと、1つはいわゆる弁護士法 72 条問題というのがございませぬ。詳細は時間の関係であれですけども、それにつきましては先方も弁護士法 72 条が本法に別段の定めある限りと書いてあるところはもう少し条文を直すという方向で検討を開始しておりますので、そういう問題、あるいは親会社が子会社の法務について弁護士法 72 条、これは要するに弁護士以外のものは法務サービスをしてはいけないという規定です。これについても、前向きと言い切っているかどうか分かりませんが、そういう部分はきちんと書けるように思いますし、残りの部分についても引き続き火を消さないという言い方がいいのかどうか分かりませんが、当会議の立場は当会議の立場として、書けるところまでは書きたいと思っております。

ただ、今後、答申の場合には中間取りまとめとは違いますので、最終的には調整という言葉がいいかどうか分かりませんが、文章は中間取りまとめよりはトーンダウンせざるを得ないという面があるかと思っております。

もう一点は、いわゆる外弁問題というものです。これにつきましても抽象的で恐縮ですけども、いわゆる目的規制の撤廃、あるいは外国人弁護士による日本人弁護士の雇用の問題というのは、入り口でだめよということではなくて、あらゆる弊害防止措置みたいなものを付けた上で緩和していくというのでしょうか、解禁していくというのでしょうか、そういう方向感というものは流れとして出ているように私は認識しております。したがって、これも文章には書けるというふうに思っております。書き方は今後の折衝もあって、最終的にどうなるのかはややこの時点で自信がないところもございませぬですけども、そういう意味で中間取りまとめの中でも幾つかコアになる部分につきましては全部というわけにはいきませんが、多少とも中間取りまとめのときの意見は対立のままということではなくて、前に進んだ形での答申が書けるというふうに現時点では思っておりますけれども、大変申し訳ありませんが、本日の段階で文案ができておりません。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、鈴木主査お願いいたします。

○鈴木議長代理 それでは、官製市場の見直しから御説明させていただきたいと思っております。

まず官製市場で問題意識Pと書いてあるのは特別な意味はございませぬが、まず前回も御説明申し上げましたけれども、今回の取り組みに当たっては2つの原則をもって取り組んでいるわけでございます。第1点は、民間でできることに対しては官は入らないという原則を確認したいということ。第2点は、要するに国家権力に由来するものである仕事について、それは必ず国会公務員でやらなくてはならないのかと、こういう問題認識であるわけございまして、この問題認識の基にいわゆる六十数業種についてすべてヒアリングをし、更に選抜したる十数業種について再々度のヒアリングを重ねてまいって現在の案に至っているわけです。

後半の半分の残りの国家権力に由来するものはすべて官でやらなければならないということに対して、私どもは非常に深い疑念を持っているわけございまして、特に提携的なものまですべてが官なのか。それから、では非提携的なものは官でやっていくということになると、それは一種の官の裁量を認めることになって、それがいいのかという問題があるかと思っております。

しかし、我々の整理は数の問題、時間の問題もございませぬので、この問題に対しては問題を提起はいたしますけれども、しかし、とりあえず緊急性の高いものとか、あるいは経済効果の高いものにある程度絞って今年度の目標を立てていきたい。こういうスタンスに立って、以下に述べているような十幾つの項目のものにつきまして民営化、あるいは民間移管、これは要するに業務の委託でございませぬが、その業務の委託もできるならば包括的なところの委託、そしてどうしてもできないものは部分委託というものを推進をして、民間でできるところは民間に譲っていくというスタンスでございませぬ。

項目の一々について御説明をしている時間はございませぬので、競売だとか、あるいは駐車場違反対応だとか、学校、病院、職業紹介、職業訓練、政府刊行物の製造、一般廃棄物処理、工業所有権の登録事務等々、ここに書いてある 18 のもので、既に一部は各省庁と折衝を開始いたしているわけでございます。

そういうことではございませぬが、成り行きについてはどうなのかということ、はっきり言ひましてこの課題をこういうふうにして取り上げたということはある程度初めての問題でございませぬ。そういう意味合いから、若干各省庁

側にも戸惑いがあるというのは正直なところでございます、そういうところをこれから残された時間の中でどうやってクリアして一つの今までの考え方の流れというのを変えていくよすがにすることができるのかという問題であろうかと思っております。

更に、株式会社問題につきましては先の中間取りまとめのときにここで取り上げましたけれども、この委員会で春に議論したときの我々の経験から言いますと、やはり農業と福祉、医療、教育という分野において、ニュアンスと言いますか、今までの取り組み方、物の考え方に対して極めて大きな温度差があるものですから、これを一律の基準の中で議論することは難しいというので、各ワーキンググループに振らせていただいて、それぞれのワーキンググループで処理してやることをお願いして今日に至っておるわけでございまして、この成果がどういうふうに出てくるのかによって、この中に包摂するか否かを決めていきたいと考えているわけでございます。以上が、官製市場に関する説明でございます。次に、医療でございます。医療については昨年かなり医療改革という、長らく声がかけれながらスタートがつきにくかった問題に対して相当の突破口を開いたというふうに我々も思っているわけでございまして、この火を絶やささないような方向で是非進めたいわけでございますが、若干申し上げますと昨今多少、そう言うっては何ですけれども、先祖返り傾向というのが見られないわけではない。

早い話が、一番ポイントとしました保険者機能の強化というのが平成13年度中に行われることになっているけれども、平成14年の今日に至ってもその通達の撤廃一つすらできていない。これは明らかに閣議決定違反ということになるわけです。それが象徴するような状況もありまして、これからの問題としては、我々はそういうものを当然と踏まえた上でその次のステップの提案をここではやっておりますので、かなりこれからは忙しい日々が続くかというふうに覚悟はいたしておりますが、何とか余り先祖には戻らないようにしてやっていきたいと思っております。

内容につきましては、ここに書いてあるようにIT化の推進で電子カルテ等の外部保管だとか、保険者機能の強化については措置すべきものは措置すべきだというような問題。更にポイント的に申し上げますと、もう少しはっきりと踏み込んで解決すべき問題として、いわゆる包括払い方式、DRGPPSと言っていますけれども、今までのような出来高払いシステムというものをやはり否定して包括的な形にしていくということをポイントの一つとしておりますし、更に混合診療と言われておりますけれども、この分野についてもっとそれを明確なものとして、現在特定医療費制度というものの拡大でやっていますが、厚生省が認定するものとして広げていくということではなく、一般的に下からボトムアップで広げていくというような方向を目指していきたいと思っております。

時間の関係もございまして、あとの項目についての御説明は以上にさせていただきたいと思っておりますが、それがポイントでございます。

最大のポイントは、教育でもそうだと思いますけれども、いわゆる医療法人の株式会社化という問題があるわけですが、これは特保のときの議論でもそれがあったようにかなりハードコアであると承知しております。これについてどういう動きがいわゆる省庁ベースで、つまり厚生省ベースでできるのかということがこれからの課題であろうかと思っております。

医薬品についての規制緩和もいろいろございまして、省略させていただきます。次に、エネルギーでございます。エネルギーにつきましては、昨年度の答申で極めて包括的に方針を示したわけでございまして、それに基づいて電気事業審議会では経産省、エネ庁においておおむねどころか、ほぼその線で事態は推進しているというふうに私どもも承知しております。ですから、私どもは今年度において特に多くを言うことはない。要するに、去年言ったとおりに間違いなくきちんとやりなさいねということの念押しをしておけば大体足りる問題だという認識でおります。

しかし、1点、そういうふうにはやっただけでも、自由化した電力の供給において、自由化したので値段が今、届出制になって相対で決めるという形になっていて、その相対の中で値段が高ければ独占している送電線を人が借りると言っても、借りられるけれども高いと、これでは話にならないわけです。ですから、このところに対してはしっかりした仕組み、つまり値段が決して高くならなくて普及できる仕組みというのが必要だという認識に立って、そこにポイントを中心に置いております。

これは、基本的には神田先生が先ほどおっしゃられたけれども、いわゆる規制機関というのを昨年は提言していて、エネルギー自由化のときのルール遵守をウォッチするための規制機関というものを公取とは別途につくって、そして相互におやりなさいということを書いたわけですがけれども、この規制機関というものに対して、この価格というものを監視し、そして更に経産大臣に対して変更命令権があるわけですから、その変更命令権を発動しやすくするような仕組みをセッティングしておきませんか、何せ相手が独占しているわ

けですから、機能しないというのは、これはもう最後の仕上げというふうに分けてやっております。

ガスについては省略させていただきます。

それから、C重油関税についても余りほめた話ではない、国家の御都合主義的などところのある関税でありますけれども、また後でお読みいただければなるほどというところがあるかと思いますが、省略させていただきます。

運輸分野につきましては、港湾運送の関わる規制というものが長年のもので最後のフィニッシュですけれども、これを確実にフィニッシュさせていきたいというのが第1点でございます。

それから、去年も問題にしました港湾におけるワンストップサービスについて、現在はなくすといういわゆる関税のシステムというものと、それからそのほかのシステムのダブルシステムというものが、それぞれ一つの整合性を持たせようとして努力されているようです。それはそれとしてうまくやっていってもらおうということは当然ですけれども、技術進歩の早い時代ですから、当初去年もあったんですけれども、全く新しいシステムをつくれということに対してもう少し融合させていくかということでありましたが、その新しいシステムで利用者の利便にかなうようなものにするべきだという提案をしていくということでございます。

それから、自動車関係のワンストップサービスについても大体、同じような考えになっております。

あとは、営業車両などについては車検期間の延長、車検の問題というのは古く臨調からやられた問題でして、それをやっつけて少しずつ崩しに崩してきたところですから、これは毎年行事というわけにはいきませんけれども、何年かに1回行事で少しずつやっつけていかなければいけないので、今年は大体1つのそういう事柄ではないかというので取り上げてみたわけですが、反対の勢力は臨調以来、最も強い分野であるということは御承知置きいただきたいと思っております。

あとは、セミトレーラーとかは私も何回も提案したことのあるテーマでございまして長年、各界からの要望でぶら下がっている問題でございますから、今回はできるだけ解決を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、お2人の主査から5分野でございますけれども、御質問、御意見がございましたらどうぞお願いします。

○奥谷委員 官製市場のところなんですけれども、職業紹介と職業訓練のところ、公共職業安定所の運営の包括的な民間委託を進め、民間ノウハウを生かしつつ、管轄区域にとらわれず職業紹介ができるようにすべきであるという言い方をなされておりますが、はっきり言って今、公共職業安定所はほとんど機能していないというのが現状で、特にホワイトカラーのマッチング率というのは全く低い率で、雇用創出という部分ではむしろ失業保険の給付の機能にすぎないという状況ですので、このところはハローワークの民営化、または独立法人化というところに強く書かれた方がはっきりするのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○鈴木議長代理 その議論もいたしましたが、職業紹介というのを一体どうとらえていくのかという問題で、これは当初95年のころは規制緩和の時代になったら競争なんだから、競争になったら失業者が出る。失業者が出たら国家の役割だ。我々がわんわんとやらなくちゃいかぬということを盛んに言って、手を付けるのに対して反対したのが労働省だった。それがかなりいろいろ変わってきて、今や民間の職業紹介だとか、あるいは特に労働者派遣においては民間が主力を持ってくるような状況になったという問題であるわけです。

ではというので、彼らに言わせるラストリゾートという問題に対してどう評価するのかということの議論であって、それを完全に民営化して全部民間でやりなさい。国家はどきなさいということまで果たしていいのかということでは、これは委員会でも意見があって、一応ここについては民間委託を進めろということにとどめさせていただいておるわけでございます。

受け取る人にとっては、失業者その他にとっては、やはりそういう危惧という問題もないわけではないから、何もかも民営化と言えればいいというものではないよという問題認識もあるかというので、こうしたわけでありませう。

○奥谷委員 すごく中途半端な言い方に逃げているということですか。例えば、独立法人化とか民営化という言葉を書くと、厳しいということで生かしつつ、管轄区域にとらわれず職業紹介ができるようにという軟らかい表現になさっているということですか。○鈴木議長代理 軟らかいかどうか、包括的な民間委託というのは大変な抵抗を受けるものでございまして、部分委託はOKで便所の掃除だとかはやらせて、運転手のあれは民間に出すと、そこまでが今の官が認識している業務移管なんです。

それに対して包括的なというのは、プランニングから始まって終わりに至るまで全部民間に委託するから、ある意味においてはその業務自体が事実上、民間にいつてしまっているわけです。そういうような包括委託

というものに対しては、これを民営化というふうに言ってもいいわけなんですけれども、要するに民営化の次にくるのが包括的委託だという意味でとらえているわけです。

○奥谷委員 そうすると、このままの紙の書き方のままで、これ以上書き込むことはしないということですか。

○鈴木議長代理 奥谷委員も委員でいらっしゃって、その都度このペーパーはお渡ししておるわけなんですけれども。

○奥谷委員 最終的にということですか。

○鈴木議長代理 現在の段階では、これをベースとして各省、労働省に投げる考え方でおります。

○奥谷委員 労働省に投げる場合、もう少し突っ込んだ形で投げた方が、向こうもある程度の引く部分というのを考えてくると思うんです。最初から引いた部分を出してしまうと、そうかなと思ってしまうんじゃないかと思えます。

○鈴木議長代理 御要望が強いのであれば、まだこれは正式に投げているわけではありませんから、後で奥谷委員ともう一度お話しして、それを検討するのに決してやぶさかではありません。

○奥谷委員 是非そうしていただきたいと思えます。本当に雇用創出ということを考えていくと、今の職業安定上の機能というのが現状のままでいくとかえって無駄になっている部分というのはあるわけで、むしろすべて民営化という、順はあるかもしれませんが、かなりの部分を委託するというのもあるでしょうし、民営化というところの方向性を示すということが大事な部分はあると思えますので、現状のままを生かしつつということはやはり難しいんじゃないか。むしろ民営化というものを目指してどうするかということを示唆した方がいいのではないかと思います。

○鈴木議長代理 承りまして、あなたも委員であるワーキンググループをあれしましょう。○神田委員 今の点に関連して私も感想を、私は官製市場というものをよく存じ上げていないかもしれないんですけども、物事の考え方として民でできることは民へというのは現在の小泉内閣の構造改革のコアな考え方でもありませんし、私は個人的には大変妥当な考え方だと思っています。

そういうことから言いますと、これは一つひとつ各論を議論しないといけないのかもしれませんが、今ちょっと出ていましたフォローアップみたいなものについて、物の考え方として、方向感としてはそれは民でやれることなんだということであれば、またやるべきことなんだということであれば、それが読めるような線にいくということが大事だと思うんです。

ですから、私は民営化を目指すという奥谷委員の御意見に個人的には賛成ですけども、それはともかくとしても、包括的な民間委託というところがあって、次のステップで民営化というのが見えているというか、そういう雰囲気でも事を整理するのか。あるいは、これは官もやはりやるべき部分なのでここまででとどまるんだというスタンスで臨むのか。これは、文章に書くときは最終的には折衝してどういう文章になるかわからないんですけども、個別事項によってまた違うかもしれませんが、基本の考え方は民でできることは民にということがにじみ出るような表現にして、もちろん民営化ということが書ければそれにこしたことはないと思えますけれども、そういう気がいたします。

それからもう一点、より大きな話としてなんですが、官製市場というのは非常に重要な話で、多分総合規制改革会議のあれをちょっと超えている部分があるように思います。そういうことで言うと、この答申の文章もひよっとすると問題意識の部分なのかもしれませんが、これはオールジャパンでやるというか、今の内閣の基本方針のコアの部分ですので、そういう意味で言えば官邸を挙げてやるとか、あるいは何かそういう取り組みへの姿勢というか、それが何かひとつ強い総論が要る。そうでないと、総合規制改革会議だけでやっていますという話よりはもっと大きな話のような気がしますので、そこがちょっと総論部分できちんと書いていただければありがたいと思います。以上です。

○鈴木議長代理 その件についても十分承知しつつ、ミニマムのところを今、出しているというふうにご理解いただきたいんですけども。

○大村政務官 競争政策のところの7ページでございます。2つありまして、まず(2)の電気通信のところなんですけれども、これは私は前回一言申し上げたんですが、電気通信関係の競争政策をもっと強化していく。これは一つの大きなものだと思います。この規制改革会議でどこまでというのはあるかもしれませんが、私は議論はどんどんやったらいいと思うのでやるべきだと思うんですが、これは紛争処理委員会の機能強化ということですが、更にこの競争政策を進めていくいわゆる日本版FCCというところまでいくかどうかは別として、そういったところの機能強化というのも視野に入れてということでございますか。

○神田委員 基本はイエスです。2つポイントがありまして、1つは現在の紛争解決処理委員会でしたか、正式名称はともかくとしまして、そういうものができて、それは評価に値するし、それはきちんと動かしてほし

いということですが。

それから今、御指摘の後半部分につきましてはいろいろなアプローチがあると思うんですけれども、いきなり何かFCCですというような話は、多分ロジカルにというよりは多少違った次元の話に思うものですから、私どものアプローチとしてはエンフォースメントを強化する。きちんとした競争監視という、私の言葉で言うと機能強化ですね。それを進めていくと、今の組織で十分なのか、新しい組織が必要になるかというのは自然に議論の中になじみ出てこざるを得ないと思うんです。ですから、その意味では政務官がおっしゃったことと問題意識は全く同じです。ただ、書き方としては機能強化ということの方がロジックとして筋かなということでございます。

○大村政務官 わかりました。それは私も全く同感でございますので、是非それをお願いしたいと思います。

それともう一つ、(1)の「証券取引分野における競争監視機能の強化」、これも前回私は申し上げたんですが、実はここに来る前に今日の昼に自民党の方で企業会計処理委員会というのをやってきました。来年、公認会計士制度は企業監査の問題を今、議論しているんですけれども、そこで経団連の方からやはり日本版FCCは不可欠だという発言があったものですからそれを含めてですが、もちろんいろいろな形があると思うんですけれども、資本市場の活性化、短期的に株価を上げるとかという話は別にして、市場をもう一度つくり直していくという意味で私はその方向じゃないかと思うんですけれども、今日はペンディングということですが、その点も含めてそういうペーパーというか、書き込んでいただけたらということでもよろしいでしょうか。

○神田委員 今、考えておりますのは基本的に政務官と同じ問題意識です。ただ、日本版FCCみたいな話は、他方で経団連からは具体的な要望が出ておりますし、それから今、お触れになりました小委員会というんですか、塩崎議員ともよく私も議論をする機会があるんですけれども、例えば塩崎先生のお考えと経団連のお考えとは具体的な内容はちょっと違うんですね。

それで、私の当会議で今回答申で出したいという考え方は先ほどのFCCと似ているんですけれども、やはり非常に重要なこととおっしゃっていることは全く同じだと思いますが、証券市場の監視ということ強化しないと、結局証券市場への国民の信頼というものが戻らない。ですから、そういう意味での機能強化ということを書き込んでほしいということを書きたいと思えます。それで、そうするとその延長として今の体制でいいのかどうかという話が自然に出てくると思うんです。そこはそういうところでまた議論をしていただくという形でその議論をつなげていきたい。その意味では、いきなり何かこういうことだという組織論ではなくて、機能強化ということから全体を整理してロジックをつくりたい。ただ、問題意識は同じでございますので、そういうような整理でございます。

○大村政務官 私も同感なので、いきなり議論もなしに組織論という話ではないと思うので、おっしゃるとおり証券監視の機能で信頼性に足りるようなものをどういうふうにつくるかという議論からは是非お願いできればと私は思っております、先生のおっしゃることと全く同感なので是非きっちり書き込んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

○宮内議長 あとはよろしゅうございましょうか。

私から質問させていただきたいのは官製市場なんですけれども、これは今どなたかがおっしゃったように極めて重要な問題であって、この問題意識のところは今ペンディングになってどういふことが入るのかなと思うんですけれども、民間参入のところはやはり株式会社というようなことを明示的にぼんと初めに入れていただくということではできないかなと思います。

それから、今の職業紹介訓練のことで同じお話がございましたけれども、全く同じことで、学校のことで小中学校だけに民間委託を任せるのが限定されているような書きぶりになっていると思いますけれども、もっと広く入れ込めないかということなんです、その辺りはいかがでしょうか。

○鈴木議長代理 官製市場の問題につきましては、冒頭に申し上げた趣旨でございます。悩んで書いていないわけではございません。

それから、民間委託の問題につきましては議論もいたしましたが、大学については私立学校法人化ということ認めるのであるから、したがって私立学校法人化すれば民間委託でも何でもない私立法人じゃないかという認識に立っております。だから、私もそれを言って一度国公立の小中高等学校及び大学と言ったんですけれども、民間委託というのはなくて私立学校法人化のコンセプトの中に入るんじゃないかというので分けているわけです。○宮内議長 民間委託だけでなくもう少し、例えば公設民営とか、PFIとか、そういういろいろな民間の参入の仕方を広く教育分野全体に入れるという包括的な書き込み方というのはなかなか

かできないんでしょうか。

○鈴木議長代理 そういうふうに書いたつもりですが、大学と小中学校とを混ぜて書けというお話ですか。

○宮内議長 それも一つなんですけれども、大学をあえて除外しているみたいな感じがします。

○鈴木議長代理 では、これはちょっと研究させてください。考え方はそういうことで、決して逃げ腰でやっている話ではないということでもあります。

ただ、一つ御理解いただきたいのは、正直言ってこんなタイムコンスーミングな話はないのでありまして、とにかく何でも反対、反対と今、熾烈な闘いをやっているということだけはひとつ十分御理解いただきたいと思います。

○宮内議長 十二分に理解しております。誠に御苦勞様でございます。あとはよろしゅうございましょうか。

それでは、次の分野に入らせていただきます。後半でございます。高原主査、八代主査、米澤主査、それから事務局という順で、かなり多くの分野でございますけれども、お願い申し上げたいと思います。それでは、高原主査からお願いいたします。

○高原委員 それでは、事業活動の円滑化ワーキンググループでございますけれども、前回の本会議で御報告した骨子に沿って素案を作成しております、今日は全部で8ページを提示させていただいておりますが、第1ページ目に問題意識を記入しております。大きくは、2つの切り口と3つのテーマで規制改革に取り組むことにしております。それでは、2ページの内容について早速申し上げます。

1つは先端技術分野や飛躍的な成長が期待される分野で、民間の円滑な活動を促進するために、より積極的な規制改革の実現が必要だという分野として、燃料電池関連分野とアニメーションなどのコンテンツ分野の2つを取り上げております。

燃料電池につきましては、平成 17 年ごろと予想される初期段階の実用化普及に向けて先行的に規制を改革することが必要であるという認識から、ワーキンググループにおいては関連する団体などからヒアリングを行いまして、規制改革の要望を検討してまいりました。その結果、燃料電池、自動車関連では5項目、燃料となる水素インフラ関連で 10 項目、家庭用の燃料電池関連では5項目を取り上げております。

燃料電池自動車につきましては、燃料容器となる高圧水素タンクに関する基準の作成、見直し、そして燃料電池自動車が地下駐車場へ侵入する場合の規制の緩和などが挙がっております。

2番目の水素インフラにつきましては、水素ステーションとガソリンスタンドの併用を認めるための規制緩和や、水素ステーションを建設できることになる用地を広げるというふうなことで水素のステーションを普及させていくための項目を主に取り上げております。3番目の家庭用燃料電池分野でございますけれども、現在のところ家庭に燃料電池を設置すると設置の届出や保安規定の届出、そして電池主任技術者の選任といったものが義務づけられておりますが、家庭用の普及を促進する観点からこういうものは免除したいというふうに提案をしております。

6ページにまいりますが、アニメーションなどのコンテンツに関する分野でございます。この分野は技術力、芸術性等の潜在的な競争力を持つ産業でございます、このコンテンツ産業のさらなる発展に役立つための2つの提言をするということで、1つ目は市場でより自由な公正競争が確保されるための環境整備、2つ目は資金調達が多様化ということについて突っ込んでおります。競争環境整備という観点からは、この分野に適用される役務取引に関する独占禁止法ガイドラインを一層整備していくこと、そしてコンテンツ取引を含むサービス分野全般に下請法の対象を拡大していくことを提言しております。

また、資金調達の観点からは、信託業法において信託の対象としての著作権等、知的財産の追加などを挙げております。

なお、この分野は神田委員が今、退席をされておりますが、神田委員の担当されておる競争政策分野と金融分野の答申と重なる部分がございますので、足並みを今後もそろえてまいります。

7ページの下段でございますが、3つ目は民間事業活動を阻害する規制の改革についてであります。事業活動をより円滑に推進していくためには、事業を遂行する過程で求められている各種申請などの行政手続を簡素化すること、事業の範囲を規定する法令解釈を明確にすること、そして製品の安全基準や工場運営の保安体制といったことを規定する、すなわち基準認定、保安、そして資格制度に関する見直しをすることが必要だと思っております。したがって、これらに関する産業界などからの要望につきまして、関係ある省庁とやりとりを重ねまして、なるべく多くの要望にこたえていきたいと考えております。現在、作業をしておるところですけれども、答申としては主なものを本文に掲載しつつ、別表という形で担当省庁がやるとしてきたもの、また検討をしていくとしてきたもの等を数多く挙げていきます。数としては 50 以上を超えるような内容でこれから最終的に詰めをやりたいと思っております。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、八代委員お願いいたします。

○八代委員 まず、『「構造改革特区」制度の適切な実施と早期改善に向けて』というところでございます。これは御承知のように、本日特区法が無事衆議院を通過したそうでありまして、実に7月 23 日に本会議が中間取りまとめでこれを提言してから4か月という、霞ヶ関の常識に反するような法律であるにもかかわらず非常に超過スピードで通ったわけでありまして、事務局ほかいろいろ皆様の非常な御協力を感謝いたします。

そういうこともありまして、ここの答申では専らその経緯と過去の評価というものを主体に書いておりますので、この辺については余り調整をする必要もないところだと思っておりますが、若干の点につきまして、5ページ辺りで御承知のように特区として認められた 93 事項と、特区に限定されるのではなくて全国において実施するもの約 11 事項、それからいわゆるだめなものというような3つの分類に分かれているわけですし、このうちなぜだめだったのかという点について今後、更に追及する必要がある点についてどう書くかという書きぶりを今、少し調整しております。

それから、具体的施策につきましては基本方針というのができた後、特区法のスキーム自体は6ページでありますけれども、各省の法律、政省令のみを対象としておりまして、それ以下の訓令とか通達についてはその法律の規定に準じてということで各省が責任を持ってやられるわけですが、それについてきちんと監視する必要がある。御承知のように規制というのは細部に宿るものでありますから、むしろ法律本体よりもそういう通達等がかえって大きな意味を持つことがありますので、それについては今後、特区推進室と協力してやっていくということであります。

それから、7ページでありますけれども、全国において実施するとされた規制改革事項というのが極めて重要でありまして、これを各縦割りのワーキンググループ等でも検討していただいているわけなんですけど、最終段階にきていると思っておりますけれども、もしかかなり問題があるようでありましたら、必要に応じて特区ワーキンググループと共同で詰める可能性もありますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

あとは8ページでありますけれども、対応不可能であるとされたものについてどういうふうを書くのか。それから、既に現行法で対応可能だというものについても本当に可能かどうか、場合によってはきちんと明確な通達を各省から出していただくということを今、整理しております。

それから、早くも来年の1月 15 日には第2次募集をかける予定になっているそうではありますが、それについても今後とも協力してやっていきたいということです。

最後に、全国で実施することが時期、内容とも明確な事項については具体的内容を表形式で別表で書くわけですが、その内容については今、詰めている最中でございます。

以上が特区ワーキンググループでありまして、引き続き福祉の方に入りたいと思います。福祉の方は昨年やったことの続きでありまして、それほど大きな変化はございません。2ページでありますけれども、特別養護老人ホームについての株式会社の参入というのは、これも長年の課題でありましたけれども、遂に特区ベースでは可能になったわけで、引き続きこれを全国ベースで可能にしていく方向にしたいと思っております。

それから、ケアハウス等についても一応株式会社の参入は認められたわけでありまして、まだ細かい要件が乗っておりますが、これは自治体が参入要件を決めるんですが、まだ国のいわゆる技術的助言というような形の意味不明の規制が残っているわけで、こういうものも取り払っていただくということでもあります。

3ページ目ではありますが、これも規制改革委員会時代からの課題でありまして、訪問介護において実施可能な身体介護業務の範囲ということで、ホームヘルパー等が在宅介護をするときに、ここに書いてあるようなたんの吸引とかガーゼの交換というのを事実上やっているわけですが、こういうことは本来医療行為であって医師しかやってはいけないという話があります。しかし、現実的には少なくとも家族が日常的にやっているようなものはホームヘルパーにもやらせていいのではないかとということで、最初はポジリストでありますけれども、こういうふうを考えられることを列挙するような形で、この範囲まではやっていいということを明確に今、示す。それによって今ホームヘルパーの方が非常に中途半端な位置に置かれていますので、それを明確化するということでもあります。

それから4ページでありますけれども、これは有料老人ホームの入居保証金に関するルール整備を早急に図るべきであるとしております。厚生労働省の行政の特徴というのは規制イコール補助金であって、厳しい規制を満たせば補助金を出します。しかし、満たさなければあとは知りませんよという営業の自由というようなことを言っておりますが、あくまでも非常に極端である。ですから、たとえ公的な規制を満たさなくても、少なくともあとは何でもありではなくて一定のルールを明確化する必要があるというような形で、むしろ規制強

化を必要とする部分もあるわけでありまして。強化というか、全くないものに何らかのルールをつくるということです。これは、介護と保育と両方について言えることであります。

それから、幼保一元化ということは今、少子化対策として保育所をつくるのが急務になっているわけですが、せっかく幼稚園というのが既にある、しかもそちらの方はどちらかというと空いているわけですから、幼稚園と保育所の共用化を進める。そのときにいろいろな問題がありまして、例えば資格でありまして、どうも幼稚園の方が保育所より偉いというような観念があるみたいですが、そういうことではなくて同じことをやっているわけですから、できるだけ資格の共通化というようなことを進めていくということでもあります。

あとは7ページでありますけれども、今年新しくいろいろやったものについては、認可保育所に参入した民間企業に対する企業会計基準の適用ということでもあります。これは、認可保育所に株式会社が参入することは認められたわけですが、認められたにもかかわらず社会福祉法人と全く同じような会計基準で株式会社がやらなければいけないとなると事実上機能しないわけで、例えば減価償却を認めないとか、そういう非常識なことではなくて、きちんと株式会社であれば企業会計基準を認めるというふうにしてもらわなければ困るということでもあります。以上が福祉であります。

次の農業についても続けてやりたいと思います。この農業の部分は、ある意味でほとんど今年初めてやるわけでありまして。昨年少し農業生産法人について触れたわけですが、今年はそれに加えて農地利用規制と農協への規制というのを大きく取り上げております。この農地利用規制というのが、私もこの問題を勉強して初めてわかったわけですが、実は今の農業の最も大きな問題になっている。今、農水省でも対策はとっておりますけれども、日本の農業問題というのはやはり大規模経営ができないことにあるわけで、大規模農家に土地が集まらない。なぜ集まらないかというと、零細農家が土地を抱え込んでいる。なぜ抱え込んでいるかというと、これはあわよくば宅地等に転用して膨大なキャピタルゲインを得ようとしているわけで、そういうキャピタルゲイン期待というのが農地が集約化されない最大の原因になっている。これは今、農地法ではそういうことができないようになってはいるはずにもかかわらず実はしり抜けになっている面がありまして、それをきちんと運用を適正化していくということでもあります。

この農地の転用というのは、都市部の農地だけではなくて地方にも実は重要でありまして、地方でも地価は安いなりにやはり転用の利益は非常に大きいわけです。そのときに大きな意味を持つのが農業委員会という非常に不透明な組織でありまして、これをきちんと明確化していくということが一つであります。

それから、農協への規制ということです。我々は農協イコールJAというふうによく考えるんですがこれは本当はおかしいことで、農協、農業協同組合というのは実は普通名詞であります、JAというのは会社の名前である。それが日本では一体化しているというのは、いかに農協が独占的な存在で競争相手が全くない。つまり、何ら規制がないにもかかわらず100%農協に加入していて、農家はほかにも取引相手の選択肢がないわけではあります。

ですから、一つの理想的な考え方としては、欧米のように農家が複数の農協的な組織と取引をすることによって競争関係が得られる。そういう状況に、できれば長期的には持つて行くべきではないだろうかということでもあります。農協の問題というのは、本来は零細な農家が集まってつくる協同組合を想定しているにもかかわらず、現実には極めて巨大な組織になっておりまして、その巨大な組織に農政が寄り掛かってしまっているということにあるわけで、その点の見直しが必要であるということでもあります。

それで、具体的な施策としては3ページ以下に、農地利用規制については適正化ということ、それから農業委員会の在り方の見直しということ、農協については農業系統事業の見直しということと農協に関する行政関与の見直し、それから4ページであります、独禁法との関係であれば独禁法の適用除外の問題というのがありますが、これ自体はもともと零細な農家が集まって農協という組織をつくる時に、それを適用除外する方がむしろ大企業との競争関係が進むという考え方に立っているわけで、それ自体は合意的なものなんですが、問題は小さな農協が集まって全国で連合会という巨大な組織をつくっている。それにもかかわらず、巨大な連合会も零細な農家も一緒にして協同組合の扱いを受けていることに実は問題があるわけで、連合会を含む適用除外範囲の在り方の見直しやガイドラインによる厳格な運用について必要な措置を講じるべきであるということをおっしゃいます。

それから、先ほど言いました地域が重複する組合の設立を容易化する。これは現在、明確な規制はないんですが、事実上、ある地域では100%農家が一つの農協に加入していて選択肢がないことで、これを是非できるようにしていくということでもあります。

あとは昨年と同じように農業分野における株式会社の参入で、これは今、特区でようやく賃貸方式という非常に限定的なやり方ではあります、株式会社の参入が認められたわけで、それをできれば全国ベース

に持っていく。そのための手段として、農業生産法人への株式会社等の出資制限の廃止等の見直しを行うべきであるというふうにしております。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、米澤主査をお願いします。

○米澤委員 前回の本会議で大体のことを申し上げましたけれども、もう少し詳細化いたしましたのでお話しさせていただきたいと思えます。

問題意識の部分ですけれども、基本的に我々は教育・研究に対するスタンスとしては参入の主体を増やすか、参入規制を緩和して、それに伴って第三者評価をすることによって質を担保する。これが基本的な我々のロジックだと思います。

それで、具体的施策の部分でございますけれども、大きく分けまして4つございます。最初はこの大前提なんですけれども、教育の主体を、教育をやっていく者がそれをいかに多様なものにするかという、その規制緩和という部分でございます。2つ目については、その教育を実際にやる主体がどのような運営をしているかということに関する情報の公開、情報開示をいかに促進していくかということでございます。今、申し上げました2つの部分が一番大きいんですけれども、そのほかに初等中等教育の活性化、これは前年度来のことでありますし、高等教育の活性化及び産学連携の推進、この4つの大きな項目に分かれております。

各論でございますけれども、まず教育の主体の多様化という部分で(1)のいわゆる株式会社の参入と表題を打ってございますが、基本的に教育の主体を多様化するという中で株式会社、NPO、その他いろいろなことが考えられるわけです。その中で、特にビジネススクールと高度の職業教育を施す。先ほど、大学関係の株式会社化についてはどうかというお話がございまして、ある意味でそれに対応するものかと思えますけれども、ビジネススクール等の高等職業教育をする大学院レベルについての株式会社による参入を先行的に可能にしてはどうかということを特に強調してございます。

2つ目は、コミュニティ・スクールです。これは昨年来やっていることでございますけれども、基本的に昨年度、法制化に向けてということで話が進んだわけでございますので、今年度はいかにその法令規定を設けていくかというところに集中していきたいと思っております、具体的には地域学校協議会の設置や、その機能についての法的な定めというものをどうするか。それから、最も大事なところであります校長を含めた教員の任免の権限についての調整というところまで立ち入ってここに書いてございます。ですから、そこでコミュニティ・スクール、新しいタイプの公立学校でございますけれども、それを今までの教育委員会制度の中に公的にどういふふうを持っていくかというところを基本的に議論しているわけです。

それから、3番目は2ページの(3)で学校法人の設立についての要件の緩和です。これは、特区についてはある程度、例えば校地とか校舎の面積基準、あるいは自己保有について緩和された面がございまして、特区でできるならばそれほど全国的にこの話を緩和しても問題ないのではないかという御意見が非常に強いので、ここについては強く要求しているところでございます。

4つ目は私立学校の設置の促進のところでございますけれども、②の方の私立学校審議会、これは前回もちょっとお話ししたのでダブリますが、現在の私立学校法の第10条に、私立学校関係者以外の民間有識者等が審議会の中に4分の1以上入ってはいけないという規定があるので、これは非常におかしい。むしろ既存の私立に対して新しい私立が入ってきたときの参入障壁に十分なるという事例もあるようですので、その辺について強く押ししていこうと思っております。

それから、ちょっと飛びまして3ページのインターナショナル・スクールについての法制度です。これは、基本的には学校で定められているところの私立学校に準じた扱いをさせようというものでございまして、特にその中で教えられることは非常に人気があるわけで、インターナショナル・スクールに入りたいと思う人がたくさんいるわけですが、それに加えてインターナショナル・スクールを卒業した者が高校ないし大学の上の学校に行く場合の資格上の問題が幾つかありまして、上の学校への入学機会の拡大を図るということを挙げてございます。

次は、基本的には大きい2つ目で4ページですけれども、「教育主体に関する情報公開の促進」ということでございます。先ほどの参入障壁に対する規制緩和というものを、基本的には第三者評価によって、かつその第三者評価の評価結果というものをできるだけ開示するという方向の問題でございます。

4ページの②のところ飛びますけれども、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学の方は大分こういふ話が進んでいますので、それより下の初等中等学校について今、自己点検というものがやられるようになったんですが、その結果を公開するというはされていませんし、基本的に第三者評価ということもまだ進んでおりませんので、これを進めていきたいという形でまとめてございます。

あとは3の「初等中等教育の活性化」、あるいは4の高等教育の活性化及び産学連携については基本的に省略させていただきますが、一番最後の7ページでございますけれども、前回の本会議で清家先生及びほかの委員の方から御指摘のありましたところで、③の国立大学が独立法人化するに伴って、そこにいる教員の勤務時間内の兼業あるいは勤務時間規制についてのことを言及してございます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、残りの分野につきましては事務局からお願いいたします。

○中川次長 それでは、「事後チェックルールの整備」について御説明いたします。この報告書案につきまして、まだ清家先生と調整中としてPという状況でございますけれども、7月の中間取りまとめにこの報告を入れたときに、一応各省庁とは合意したということで、基本的な線としてはこれでほぼ変わらないのではないかと考えております。ただ、内容の構成とか、7月以降状況の変化とか、あるいは各ワーキンググループで進展があった事項につきましては、それに合わせて再掲という形で調整していきたいと考えております。事後チェックルールは以上です。

引き続き、雇用・労働ワーキンググループにつきまして御説明させていただきます。雇用・労働ワーキンググループの報告ですけれども、検討の視点というのは、まず今年の厚生労働省との合意事項の実現を促進するというのが1つ。それから、前期の新規事業ワーキンググループ、あるいは特区のワーキンググループで言っていたことの実現、それから雇用情勢は深刻化しておりますので、特に職業紹介ですとか派遣の関係の改革を加速化したいという視点でワーキングで議論していただきました。それで、どういう状況になっているかと言いますと、一応のめどではまだこれは全体がPなんですけれども、来週、厚生労働省あるいは関係省庁と折衝を開始するという状況でございます。

簡単にポイントを御説明いたしますと、2ページの(2)の①に「求職者からの手数料規制緩和」というのがございます、これが今年2月に実施されたんですが、まだまだ要件が非常に厳しすぎる。こういうふうに雇用情勢が非常に厳しい時期ですので、この手数料規制をもっと緩和してほしいというのがまず大きな1点でございます。

それから3ページ以降になりますけれども、有料職業紹介事業における許可制度の緩和ですとか、職業紹介責任者における規制緩和ですとか、そういったところについて、次期通常国会に法案提出等も含めてやっていただきたいということがございます。

それから、大きな問題となっております労働者派遣事業でございますけれども、4ページ以下になります。これにつきましては、昨年度から検討を厚生労働省もやってきておりますので、次期通常国会に是非法案を出してほしい。その際には、物の製造業の禁止の解禁ですとか派遣期間の延長あるいは撤廃、そういったところをきちんとやってほしいというのがございます。

それから、特に紹介予定派遣制度というのが最近つくられましてかなり効果が上がっているというふうに聞いているんですけれども、事前面接の要件が非常に厳しいという問題がございます。これについても、その解禁も含め検討してほしいというようなことを言っております。

次に6ページ以降で、これは労働基準の関係になるんですけれども、有期労働契約は原則1年ですとか、あるいは裁量労働制、これについても規制が厳しいので見直しを行うようにということで検討をお願いしているんですけれども、これについても次期通常国会で法案を提出してほしいということで考えております。

最後に7ページで解雇ルールですけれども、これにつきましても解雇ルールの法制化ですとか金銭賠償方式の導入、そういったところについても次期通常国会に法案提出ということでお願いしたい。こういう方向で来週以降、各省と折衝したいというふうに考えております。以上です。

○下山企画官 続きまして、住宅・土地、公共工事ワーキンググループにつきまして御説明申し上げます。

本ワーキンググループは9月25日に立ち上がって以来、審議をしているわけでございますが、都市再生ということが重要なテーマでございますので、中間取りまとめ以降もいろいろと新たなテーマを取り入れてやっているという状況でございます。また、中間取りまとめで挙げられた事項につきましても省庁との調整未了の事項もあるということでございまして、かなり間口が広がっているという状況でございます。今、各省庁と調整を開始し始めた部分もございまして、かなり厳しい対応になっている部分もございまして、そういう中で今、鋭意成案を得るべくやっているというのが全体的な状況でございます。次に、内容につきまして、時間の関係もございましてごく概括的に申し上げたいと存じます。まず「問題意識」でございます。この問題意識の部分は恐縮ながら現在ワーキンググループ内部でまだ議論をしている状況で、Pということになっていることを御了解いただければと存じますけれども、基本的な問題意識といたしましては世界の諸都市との国際的な都市間競争の時代になっている。そういう中で都市再生というのを進めていく。その都市再生

を進めていく中で、ここに書いておりますように近年、規制改革による都市再生の成果も出てきているわけですが、更にそれを一層進めることによっていろいろな混雑問題等も解消しつつ、都市の高度利用等を図っていくということでございます。

「具体的施策」でございますけれども、2ページの(1)のところですが、都心の高度化、高度利用の推進というところでございます、ここで何点か挙げてございますが、そのうち幾つかだけ御説明申し上げます。

まず第1は、2ページの①の取用でございます。都市の高度利用をしていくためには、都市基盤である都市計画道路などが着実、迅速に整備されていく必要があるということで、その用地取得のために必要に応じ、この取用手段を積極的に活用していく必要があるという問題意識で、この取用手段を円滑にやっただけのようなものやっっていくということでございます。

②が都心における住、商、オフィスなどが複合した都心づくりを進めていく。その中で、住宅について立地を促進するような観点から措置を講じていくということを言っております。

それから、3ページの③は都市の中の貴重な空間であります道路でございますけれども、この道路の中でも環境、安全等、一定の配慮がなされた場合には、この道路の上部空間も建築物の空間として利用できるということもあり得るのではないかとこの観点から提案をしているというものでございます。

以下、重要なテーマがたくさんございますけれども、時間の関係上、飛ばさせていただきます、5ページの(2)の「新たな時代の要請に対応した手続等の見直し」ということで幾つかの点を挙げてございます。

それから、7ページの(3)で性能の規制化、これはいろいろな規制をするときに使用規定で従来やっているわけですが、これを規制目的に即しつつ、性能を規定化していくということでも幾つかのことを述べております。

それから、9ページ(4)で「不動産市場の整備」ということで、不動産市場の活性化の観点から市場の透明化等のための幾つかの提案をしているということでございます。

全体的な状況は通して申し上げたようなことでございますけれども、今後ともワーキンググループで議論を重ね、また関係省庁とも議論をしていくという状況でございます。以上です。

○前原企画官 引き続きまして、環境ワーキンググループにつきまして御説明申し上げます。

先般、八田主査が申し上げましたとおり、昨年の1次答申で取り上げましたヒートアイランド現象の解消と地球温暖化問題、特に天然ガス発電所の促進という観点から深掘りをしたということでございます。

「問題意識」を簡単に申しますと、ヒートアイランド現象というのはメカニズムが非常に複雑で、調査もこれからという未解明な部分が多いということと、今までの対策というのはかなり個々別々といえますか、他の政策目的から実施を進めているという現状から、当ワーキンググループでは完全な解明を待って本格的な対策を行うということではなくて、ある一定の解明は続けつつも、予防的見地に立ってさまざまな対策を取るべきという問題意識に立って今回ワーキンググループを進めてきたということでございます。

それから、天然ガス発電所の問題意識につきましては、早期代替を促進すべく環境アセスメントの手続は現在3年半程度かかっているわけでございますけれども、これを簡略化を進めるということでございます。

2ページにまいりまして、その具体的施策にまいりたいと思います。1つは、ヒートアイランド現象の解消のところ、今、申しましたように実態解明が進んでいないわけでございますけれども、関係者間の相互利用の促進という観点から調査を進めるべきだということでございます。

それから、ヒートアイランド対策の推進ということで今、申しましたように要因がなかなか複雑ではございませんけれども、考えられる要因に即してその方向性を示すということで、1つはそこにございますように都市形態の改善ということで、冷房等の廃熱が非常に要因になっているということで、都市廃熱処理システムについての可能性を実施すべきということと、3ページにまいりまして、冷温域とか、あるいは緑地、水面等のオープンスペース、それから風の通り道と考えられる場所の周辺建築物の配置、高さ、これは委員間でまだペンディングでございますけれども、そういう具体的な提案をしているということでございます。

それから廃熱の削減、アスファルト等の地表面の改善をうたっているということでございます。

それから、昨年、当総合規制改革会議では関係府省連絡会議を設置すべきだという提案をしておられるわけでございますけれども、1回だけ進められているということで、若干情報交換にとどまっているくらいでございますので、具体的な役割分担を関係府省間で明確化するということと同時に、この4番にございますけれども、今、申しましたような対策を念頭に置きながら大綱策定をすべきだというような提案をしているところでございます。最後に4番目でございますけれども、先ほど申しましたように3年半、天然ガス発電所の関係を集めるのにかかっておりますので、そういった手続の簡略化と、それから火力発電所ということで1本で15万キロワット以上が一律に環境アセスメントの対象になっておりますので、それを燃料種別、例えば天然ガ

ストか石油といった分けた形でのアセスメント対象にすべきではないかといったことを提案しているということでございます。

○宮川室長 最後に、活性化に資するビジネス・生活インフラ整備でございます。これは夏までに八田先生の下で御議論いただいたものですが、今、関係のワーキンググループの方でいろいろ深堀りをしていただいております、その成果をはめ込むようにしたいと思っておりますので、基本的には各ワーキンググループの御検討事項を整理して入れるというふうにさせていただきたいと思っております。詳細は、時間の関係がございますので省略させていただきます。

○宮内議長 ありがとうございます。後半は非常にたくさんの分野でございますが、御質問、御意見等がございましたらどうぞ。

○八代委員 1点だけでございますが、教育について1ページ目で「具体的施策」の「1. 教育主体の多様化」ですが、株式会社の問題についてビジネススクール等から始めるというのは非常にいいと思うんですが、義務教育ではなくということが入っているのは極めて問題でありまして、これであると義務教育は一切なくていいということになります、特区でも実は小、中、高等について参入の希望もあるわけですから、こちらからわざわざこういことを書く必要はないので、是非ここは削除していただきたいと思っております。以上でございます。

○米澤委員 ちょっと筆が滑ったといいますか、強調して大学院ということを書いたつもりなんですけれども、特に弱いスタンスで義務教育ではなくてもいいと思っておりますので、削除していただきたいと思っております。

○八代委員 よろしくお願ひいたします。

○大村政務官 前回も申し上げましたけれども、コミュニティ・スクールのところは確かにこれだけたくさん書かれておりますのでいいと思っておりますけれども、要はいつやるかというしりを切っていただきたい。是非15年中の来年の通常国会に法律を出すという形で更に文部省とががんやっていたいただければと思います。私もやりますけれども、この間、私も呼んだんですが、非常に後ろ向きだったので、何だと思っておりますから、もっともっとやることをお願いしたいと思っております。

○宮内議長 事務局に私から質問したいんですけれども、環境問題について廃棄物等々についての言及がないようなんですが、これはどうなっているのでしょうか。

○前原企画官 廃棄物につきましては、廃物処理法も含めました全体の見直しが環境省あるいは環境審議会等で進められているということで、中間報告が今年の夏ごろ出まして、また最終的な通常国会の法改正までになっているということもありまして、私どもとしてはフォローアップはいたしますけれども、当ワーキンググループで取り上げることをいたさなかったということの経過でございます。

○宮内議長 環境のみではございませんが、当会議は各省庁の審議会との関係で、審議会の何かの動きを待ってその結論を見てからということはやめようということでこれまでやってきたと私は理解しています。そういう意味では、環境という非常に大きな分野で審議会をじっと待っているということは何も出ないということになりかねないと思っておりますけれども。

○前原企画官 おっしゃるとおりで、中間報告が出ておりますので私どものワーキンググループとしても、八田主査とも御相談しながら、この辺の対応につきまして御相談をさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 全体として、環境についてはこの提言というのが余り本年度のまとめとしては入れ込んでいないのではないかなという気がするんですけれども。

○前原企画官 昨年ものを踏まえながらということで、ヒートアイランド並びに天然ガスの問題につきましては事業関係者からも相当ヒアリングをして、昨年の答申では、例えばヒートアイランド現象につきましては関係府省に総合対策会議を設けるべきであるというのみの提言でございましたけれども、具体的な方向感、つまり大綱についての中身に踏み込んだような対策を提言させていただいているというように私どもとしては理解しているということでございます。

○宮内議長 あとはよろしゅうございましょうか。

それでは、これからが一番しんどい時期でございますけれども、今日お話をいただきました件、また御提言など、御意見が出された点等を踏まえまして、是非今後精力的に調整をお進めいただきたいと思っております。各分野に、このワーキンググループ自身が弱気の提案をいたしますと、それが一番最先端になって、それからまた下がるということになるのは目に見えているわけでございます。決して強気のことを言ってぶち壊しになったのではだめですから、そこところは非常に難しいわけでありまして、こういう規制改革に対する期待ということが非常に大きい時でございますから、この期待を背に受けまして、できるだけ強い形でまとめさせていただくことができたら誠に結構かと思っております。なお、言うまでもございませんが、中間取

りまとめにつきましては各省との合意に至らなくても会議の見解等を明示し、継続的な検討につなげるという形でまとめていただきましたけれども、年末の答申につきましては具体的な施策につきまして各省と合意するというのが必要でございます。したがって、可能な限り具体的な施策につきまして記述できますよう、申すまでもございませんが、各省との突っ込んだ合意ということに是非御努力を賜りたいと思います。もし、やむを得ず合意できない場合は、必要に応じて問題意識というところに書き込むということで次になくということを考えないといけないと思いますけれども、初めから問題意識のところに書けばいいんだということになりますと絶対に進みませんので、ひとつそれは最後の手段ということでもよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に私からも一言御報告申し上げますが、明日 22 日に経済財政諮問会議が開催されまして、その場で規制改革につきまして石原大臣とともに私が呼ばれております。私の方から、現在の検討状況につきまして報告を申し上げる予定になっておりますのでお話し申し上げておきます。また、その状況につきましては次回にでも改めて御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡等ございましたらお願いします。

○宮川室長 予定でございますけれども、次回は 12 月 5 日の 15 時 30 分から 17 時でございます。これは各省庁との調整をほぼ終えていただきまして、また主査の方からその調整状況について御報告賜われればと思っております。最終的には 12 月 12 日の 14 時から 15 時に一応、時間を取っております、ここで答申を最終的にこの場で決めていただきたいと、かように考えているところでございます。

○宮内議長 あとは何か委員の皆様からございますか。

○奥谷委員 今、最後に 12 日とおっしゃいましたけれども、そのところでできれば小泉さんをお話して是非していただきたいと思っております。議長、よろしくお願いいたします。

○宮内議長 まだちょっとそのところは調整しないといけませんけれども、御意見を伺いまして、できるだけ御努力いただきたいと思っております。

あとはよろしゅうございましょうか。これから約 2 週間が最後の詰めでございますので、お体に気をつけて御努力をお願い申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。以上で終わります。